

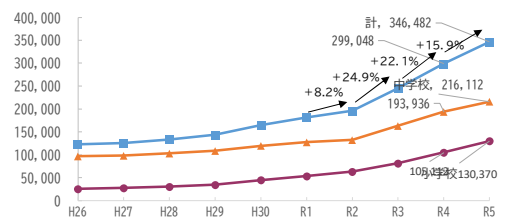
不登校児童生徒への支援（COCOLOプラン）と「学びの多様化学校」について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
室長補佐 上久保秀樹

不登校の状況について (令和5年度)

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- ・不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少(R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%)
- ・登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は190,392人(55.0%)
- ・学年別不登校児童生徒数は、特に小学校低学年において割合が増加。

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移



小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

項目	人数	割合
1 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	111,631	32.2%
2 不安・抑うつ等の相談があった	80,192	23.1%
3 生活リズムの不調に関する相談があった	79,638	23.0%
4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	52,547	15.2%
5 いじめ被害を除く友人関係をめぐりの問題の情報や相談があった	45,972	13.3%

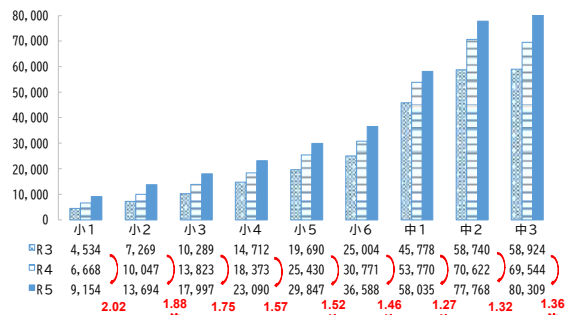
※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※不登校児童生徒数に対する割合

不登校児童生徒の欠席期間別人数

	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	346,482	130,370	216,112
欠席日数30~49日の者	77,426	38,640	38,786
	22.3%	29.6%	17.9%
欠席日数50~89日の者	78,664	34,119	44,545
	22.7%	26.2%	20.6%
欠席日数90日以上	190,392	57,611	132,781
	55.0%	44.2%	61.4%
うち、出席日数11日以上	154,124	47,654	106,470
	44.5%	36.6%	49.3%
うち、出席日数1~10日	25,537	6,606	18,931
	7.4%	5.1%	8.8%
うち、出席日数0日	10,731	3,351	7,380
	3.1%	2.6%	3.4%

※「児童生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。
※パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

学年別不登校児童生徒数



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized and
Optimized Locations of learning

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とし、以下の3つの柱を推進することにより、**誰一人取り残されない学びの保障**を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様な学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。**学校の風土を「見える化」**して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



3

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

95億円
89億円

※内数を除く 文部科学省

令和6年度補正予算額 4億円

- ・不登校児童生徒は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けられていない。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。

(★)については令和6年度補正予算において措置

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。 1	学びの多様な学校^(※)の設置促進 ※令和5年8月に名称変更 ・学びの多様な学校の設置準備（補助上限額500万円）及び令和6年度以降に指定される学びの多様な学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円） 1.4億円（1.3億円の内数） ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様な学校に対する教職員の優先的な加配措置） ・公立小中学校施設整備 691億円の内数（683億円の内数） 校内教育支援センターの設置促進 ・校内教育支援センター支援員の配置【新規】4億円 教育支援センターの機能強化 ・教育支援センターのアウトリーチ支援体制の強化 0.7億円（0.3億円の内数） ・メタバースを活用した不登校支援 1.3億円の内数（1.3億円の内数） 多様な学びの場、居場所を確保等 ・不登校児童生徒支援協議会の設置 0.1億円（0.1億円の内数） ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実 1億円（0.9億円の内数） ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.8億円の内数（0.7億円の内数） ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 1億円の内数（1.2億円の内数） ・不登校・いじめ対策の効果的な活用に向けた調査研究（★） 1億円 ・経済的に就学困難な児童生徒への経済的支援の在り方に関する調査研究 0.1億円（0.1億円の内数） ・幼児教育の学び強化事業 0.7億円の内数
心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。 2	「チーム学校」による早期支援を推進 ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充 86億円（84億円の内数） ・心理・福祉に係る教師向け研修に関する調査研究 0.1億円（0.1億円の内数） ・心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業【新規】0.3億円 ・発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 0.9億円の内数 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 ・保護者支援体制の強化（★） 1億円 ・SC・SSWの配置（再掲）
学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にしします。 3	学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現） ・校内教育支援センター支援員の配置（再掲） 快適で温かみのある学校としての環境整備 ・公立小中学校施設整備（再掲）

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

4

児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつなげることができるよう不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備する。

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートを受ける。学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で行う。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

校内教育支援センター支援員の配置事業

令和7年度予算額

4億円
(新規)



現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- ・在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

事業内容

公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員を配置し、校内教育支援センターの設置を促進

実施主体	学校設置者（主に市区町村）	対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費・旅費、補助金、委託費等
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3	資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等はなし
対象校数	2,000校		

※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと



公立小・中学校の校内教育支援センター設置状況（R6.7現在）

設置校数：12,712校
※小学校：6,643校、中学校：6,069校
設置率：46.1%



校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置

本事業による効果

- 不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能
- に 不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援

- 愛媛県の中学校における校内教育支援センターでの成果
- ・ 約53%の生徒の不登校の状況が改善（教室復帰、学校に登校）（R5年度）

区分	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計	割合
登校復帰	25人	32人	41人	5人	103人	52.9%
要介	10人	21人	40人	2人	73人	37.4%
合計	4人	6人	8人	1人	19人	9.7%
合計	39人	59人	89人	8人	195人	100.0%

- ・ 新規不登校生徒数の割合が大幅に下回る（R5年度）
県全体（中学校）：41.5% → 校内教育支援センター設置校：16.0%（担当：初等中等教育局 児童生徒課）



不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

教育支援センターの機能強化

令和7年度予算額 0.8 億円
(前年度予算額 0.3 億円)



令和6年度補正予算額 1 億円

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記
- ・在籍する学校に入りづらい児童生徒に対して、学校外での学びの場を確保するとともに、地域の支援拠点として、不登校児童生徒等に対する支援を充実する必要

事業内容

教育支援センターの機能強化を推進するため、家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するアウトリーチ支援体制を強化するとともに、教育支援センターを含めた関係機関が、域内の不登校児童生徒支援の在り方について協議を行うための支援を行う

※別途、令和6年度補正予算において、保護者等への相談支援体制構築事業を計上（149百万円）

① アウトリーチ支援体制の強化 72百万円（26百万円）

家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対し、学びや必要な支援につなげるための家庭訪問を行うなど、教育支援センターがアウトリーチ支援を実施するために必要な支援員の配置に必要な経費を補助 ※事業実施主体は市区町村まで拡大

【活用方法（例）】

- 家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対し、家庭訪問などのアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を学びや必要な支援へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置
- 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

実施主体	都道府県、政令市、市区町村
補助割合	国1/3、 都道府県、政令市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、 謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	130箇所



② 不登校児童生徒支援協議会の設置 4百万円（4百万円）

域内の教育委員会・教育支援センター職員や、福祉機関を含む関係機関、フリースクールや保護者の会などの民間団体等が、定期的に協議する場を設け、相互に協力・補完し合いながら域内における不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行うために必要な経費の補助

実施主体	都道府県、政令市
補助割合	国1/3、 都道府県、政令市
対象経費	2/3 謝金、旅費、借料及び 損料、通信運搬費、 消耗品費等
対象数	67箇所



(担当：初等中等教育局 児童生徒課)

7

民間施設のガイドライン（試案）

（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日 別添資料）



このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針が異なるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

8

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、**社会的自立を後押しすることは重要**であり、これまで、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月初等中等教育局長通知）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、**不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。**
- 近年の**不登校児童生徒の急増**を受け、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、**不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進**するため、令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の**不登校児童生徒について成績評価**を行うにあたっては、**文部科学大臣が定める要件**の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

- 01 **学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。**
- 02 **学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。**
- 03 **学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。**



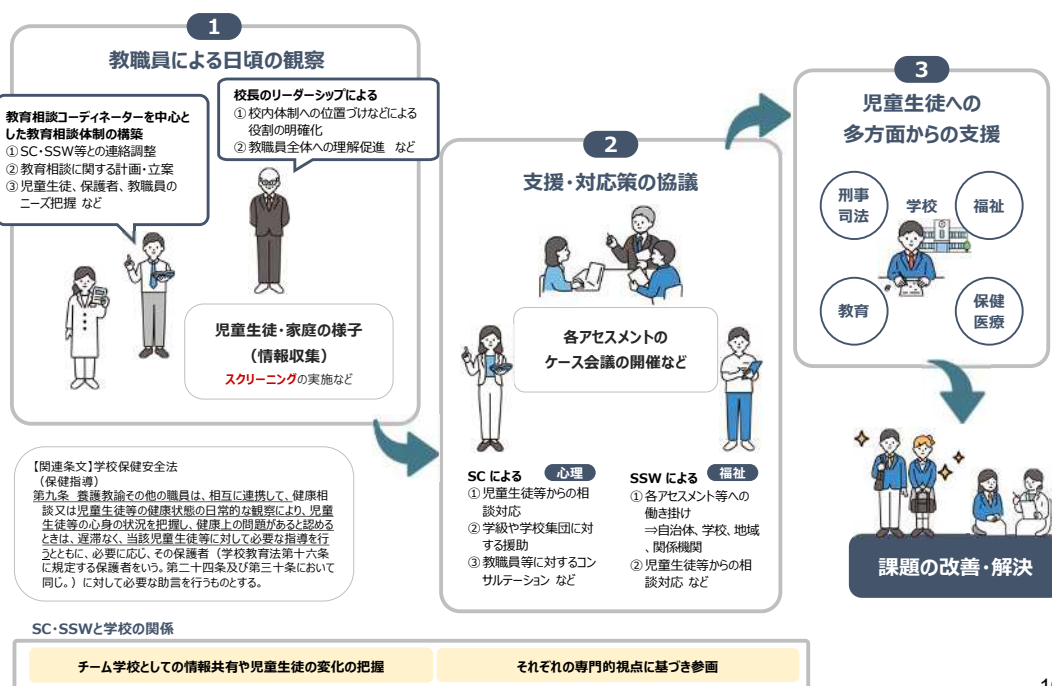
取組例

- 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- 民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映



9

学校における教育相談の流れ（イメージ）



10

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）等を踏まえ、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の学校での実施を目指し、引き続き、**通知や各種会議等を通じて、各学校における導入を推進**
- 学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて**地方財政措置**

「心の健康観察」の導入を進めている教育委員会等の声

A教育委員会

- 令和4年4月から域内の全小学校高学年及び中学校で有償アプリを導入
- 市全体での相談件数は、アプリ導入前は教育委員会宛のメール相談のみ実施しており、年間で50件ほど。アプリ導入後は約680件に増加し、いじめの認知件数も導入前約20件⇒導入後約110件と増加した。**
- 相談内容はいじめに限らず、**自傷行為や自殺念慮に関わるものもある。**児童生徒が抱える悩みなどを早期発見が可能になり、早い段階から寄り添った対応が行えるようになっている。

その他教育委員会等から寄せられた声

- これまでは、個々の担任教諭の主観で児童生徒の変化を把握していたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったので、**ケース会議や児童生徒理解の材料として活用**できている。
- 導入校では、**不登校の新規発生が前年度の同時期と比較して半数以上減少**している。

B教育委員会

- 令和3年4月から、域内の全小中学校でGoogleフォームを活用した「心の健康観察」を実施
- 導入以降**いじめの認知件数が増加**しており、導入前の令和2年度は約40件⇒導入後の令和3年度は約270件、令和4年度は約420件となっている。
- 個別事案では、長期休業中に、児童生徒から家庭のごとで訴えがあり、即座に児童相談所、警察に連絡し、早期対応につなげた事案があった。
- 児童からは、「今は知っておいてもらっただけでよい」といった相談も多く、児童生徒にとって気軽に相談しやすくカウンセリング効果が高いツールと考えている。

「心の健康観察」の導入イメージ（千葉県教育委員会の例）

- 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教諭等にフィードバック
- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる



<児童生徒へのストレスチェック（イメージ）>

不登校の未然防止・早期対応に向けた 保護者等への相談支援体制構築事業

令和6年度補正予算額

1億円

現状・課題

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は、11年連続で増加しており、約35万人で過去最多。
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・支援を受けられていない。
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」において、不登校の児童生徒の保護者への支援を明記
⇒**不登校児童生徒の保護者等に対する相談支援や不登校支援等に係る情報提供の必要性が高まっている**ことから、早急に支援体制構築を強化するための支援が必要。

不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、**保護者を対象とした相談支援を行うとともに、不登校や不登校傾向にある児童生徒やその保護者に対し、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援等に係る情報を伝えるため、教育支援センターや教育委員会等が中核となり、保護者等への相談支援体制構築を強化**するために必要な費用を補助

事業内容

○ 不登校児童生徒の保護者を対象とした相談支援の実施

- 不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、不登校を経験した児童生徒の保護者や専門性を有する者（公認心理師等）から**相談・助言を受ける**ために、必要な費用を支援

○ 不登校児童生徒の保護者を対象とした学習会の実施

- 不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者に対し、学校内外の学びの場や相談先、不登校や不登校傾向のある児童生徒への対応方法など、不登校支援に係る適切な情報を伝えるために、**保護者学習会**を開催するために必要な費用を支援

○ 広報提供体制の整備

- 不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者等に対し、広報資料の配布やホームページを通じて、必要な支援機関や相談先等の不登校支援に係る情報を効果的に伝えるため、**広報資料の作成や、ホームページの改修**をするために必要な費用を支援
- 効果的な広報を行うために、**有識者等からの助言等を受ける**ための費用を支援

○ 不登校支援に係る情報等の検討

- 不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者等に対する相談支援体制を構築するため、各自治体における不登校支援に係る方針や学びの場、相談先等の不登校支援に係る情報について、関係者とともに検討・整理するために必要な**検討会開催等**に係る費用を支援

実施主体	都道府県、政令市、市区町村	補助割合	国 1/3 都道府県、政令市、市区町村 2/3	補助額	220万円程度 ※事業費ベース	対象経費	諸謝金、交通費、借損料、印刷製本費、委託費等	箇所数	200自治体
------	---------------	------	----------------------------	-----	--------------------	------	------------------------	-----	--------

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）12

不登校に関する 地元の相談窓口



不登校に関する
地元の相談窓口



文部科学省 不登校に関する地元の相談窓口 検索

- ◆ 各教育委員会における不登校児童生徒の支援に関する地域の相談支援機関等の情報を文部科学省HPで公開しました。

(例) 相談窓口に関する情報、不登校の保護者の会に関する情報、教育支援センターやフリースクール、学びの多様な学校に関する情報 等

- ◆ 各教育委員会からの提出に基づき掲載しています。定期的に照会予定ですので、積極的な登録をお願いいたします！



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY



←子供のSOS相談窓口はこちら

トップページ



不登校に関する
地元の相談窓口

不登校児童生徒への支援に関して、各教育委員会において作成した 地域の相談支援機関等に関する情報をまとめました。
保護者の皆様、支援者の皆様、相談先にお寄りの方は、以下より詳細検索を通じて、お近くのページから相談窓口へ掲載ください。

北海道・東北エリア

関東エリア

中部エリア

文部科学省様式を活用した掲載事例
(栃木県大田原市)

開ったときは横断してください。

不登校に関する相談窓口

①不登校に関する相談窓口

名称	概要	連絡先	QRコード
大田原市教育委員会	大田原市教育委員会 〒321-8501 栃木県大田原市 大田原市教育委員会 〒321-8501 栃木県大田原市	TEL 0282-22-1111 FAX 0282-22-1112 E-mail: kyoiku@city.ota.nagano.jp	
大田原市教育支援センター	大田原市教育支援センター 〒321-8501 栃木県大田原市 大田原市教育支援センター 〒321-8501 栃木県大田原市	TEL 0282-22-1111 FAX 0282-22-1112 E-mail: kyoiku@city.ota.nagano.jp	
大田原市フリースクール	大田原市フリースクール 〒321-8501 栃木県大田原市 大田原市フリースクール 〒321-8501 栃木県大田原市	TEL 0282-22-1111 FAX 0282-22-1112 E-mail: kyoiku@city.ota.nagano.jp	
大田原市不登校支援センター	大田原市不登校支援センター 〒321-8501 栃木県大田原市 大田原市不登校支援センター 〒321-8501 栃木県大田原市	TEL 0282-22-1111 FAX 0282-22-1112 E-mail: kyoiku@city.ota.nagano.jp	

登録するページのポイント
① 情報が集約されている
② 相談者がどこに相談するべきかわかりやすい

13

学校風土の把握とは

学校の風土の「見える姿」を捉える。
学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

児童生徒がアンケート調査等に回答する。

(質問例)

- ・自分にはいいところがあると思いますか。
- ・不安や悩みを相談できる先生はいますか。
- ・スマートフォン等で友達とメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることがありますか。
- ・睡眠時間は平均してどのくらいですか。
- ・あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事をもっていますか。
- ・SNS上で仲間外れにされたり、ひどいことを書かれたことがありますか。
- ・将来の夢や目標はありますか。
- ・授業中、難しい、ついていけないと不安になることはありますか。

- ・教職員の経験年等や考え方等に左右されず、エビデンスのある分析に基づいた対応方針を立てることができる。
- ・教育実践を振り返り、修正する手立てとなる。
- ・いじめ等の諸課題を早期に発見し、不登校を予防する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援することにつながる。
- ・児童生徒一人ひとりの心身の状況、学校生活への安心感、喫緊の課題やSOS、学級や学年の雰囲気や傾向が分かる。
- ・児童生徒の見ていなかった長所や得意を発見できる。
- ・児童生徒が抱える課題の詳細が分かり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等との連携につながる。

実施状況(令和5年2月時点 児童生徒課調べ)

学校では、学校が生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握するための生徒に対するアンケート等を実施していますか。

アンケートツール例

Q-U/hyper-QU

子どもの満足感や意欲、集団の雰囲気などを把握し、いじめ・不登校対策や学力向上等に活用できる。

i-check

「レーダーチャート」「散布図」等で、学年やクラスの状況を視覚的に把握。教科力などのクロス集計も可能。

ASSESS

学習状況や友人関係、本人のソーシャルスキルなど、6領域学校環境適応感尺度で構成されたシートを活用できる。

シグマ検査

学校生活だけではなく、学習・家庭・心身の状況を多面的に調査し、生徒の実態を詳細かつ的確に分析する。

学校風土調査

エビデンスに基づき学校風土を4側面から評価する。課題と強みを明らかにできるWeb調査ツール。

- A: 全ての学校でアンケート等を実施している
(学校や教育委員会独自作成のものも含む)
B: アンケート等を実施している学校がある
C: アンケート等を実施している学校はない
D: 教育委員会では把握していない

クラスの概要

出典:i-check(東京書籍株式会社)



14

3 予想される 今後の社会のあり方

みなさんが生きる今後の社会は、「Society(ソサエティ)5.0時代」「予測が難しい時代」などと言われ、これまで以上に社会がはげしく変化していくと考えられています。

Society 5.0 : AIをはじめとした最先端のテクノロジーが世の中に行きわたることにより、社会の課題解決と経済発展を両立する社会

AIやロボティクス、ビッグデータ、高速インターネットなど、発展し続けるテクノロジーが、新たな時代「Society5.0」を生み出し、わたしたちの生活も大きく変化していくと予想されています。



このような変化に受け身で対応するのは大変な時代と考えられるかもしれません。しかし、変化しやすい時代だからこそ、変化を前向きに受け止め、わたしたちの社会や生活をゆたかにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を実現したりすることができるのです。

これからのよりよい社会・未来をつくるのは、みなさんです!!

15

【事例】春日井市（愛知県）の取組

1人1台のICT端末を効果的に活用し、同じ教室の中で様々な形態の学びを実践するとともに、教師が学習ログ収集・分析することで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実。

同じ教室の中においても、1人で学習を進める児童、ペアで学習を進める児童、グループで学習を進める児童があり、様々な形態の学びが行われている。



※(参考)
村上唯志、水谷年幸、豊本洋子、高橋純(2021)1人1台端末及びクラウド活用が日常化した中学校における教員及び生徒の意識。日本教育工学会研究報告集、2021 巻 3 号 pp.99-105
村上唯志、水谷年幸、豊本洋子、高橋純(2022)1人1台端末及びクラウド活用が日常化した小学校における教員及び児童の意識。日本教育メディア学会研究報告集、第52号、pp.43-52

16

学びの多様化学校

学びの多様化学校とは

- 学校の管理機関（教育委員会・学校法人）からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。
- 具体的には、①教科の新設、②授業時数の組み替え、③指導内容の異学年への移行、④総授業時数の削減※、⑤1時間あたりの授業時間の短縮※などを行うことにより、不登校児童生徒が通いやすい学校を整備するもの。

※何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある場合

【R6年4月時点】
19の都道府県（12）*・指定都市（7）に35校
*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する
学びの多様化学校がある都道府県を計上。

【R7年4月時点】
29の都道府県（19）*・指定都市（10）に58校
（23校が新規開校）

設置状況			
	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	58	19	10

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、**不登校特例校※**の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校※への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す。

※令和5年8月31日に名称を「学びの多様化学校」に変更

学校種別設置状況（令和7年度）

- 小学校：12(8)校 中学校：40(25)校
- 高等学校：11(6)校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため
学校総数と一致しない

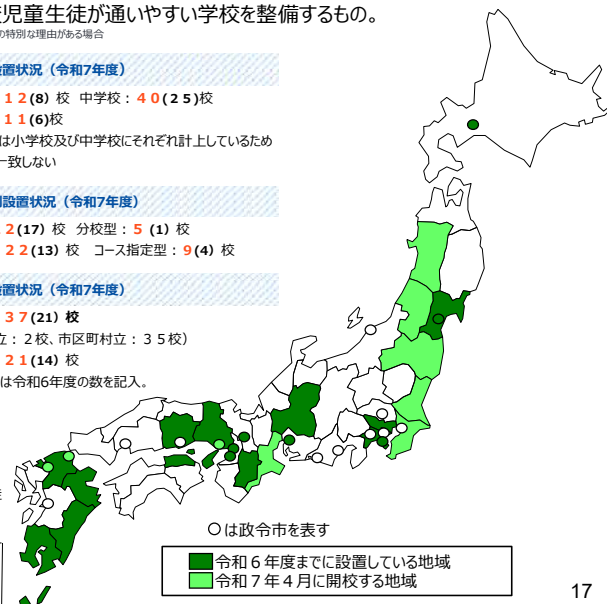
設置形態別設置状況（令和7年度）

- 本校型：22(17)校 分教室型：5(1)校
- 分教室型：22(13)校 コース指定型：9(4)校

国公私立設置状況（令和7年度）

- 公立学校：37(21)校
（都道府県立：2校、市区町村立：35校）
- 私立学校：21(14)校

※（）内黒字は令和6年度の数を記入。



17

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程（学びの多様化学校）①

趣旨

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき（第79条（中学校）、第79条の6（義務教育学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）において準用）、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施

指定に係る留意事項

- （1）**児童生徒について**、不登校状態であるか否かは、小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、その判断は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小学校等」という）又はその管理機関が行うこととし、**例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること**。他方、**不登校児童生徒等以外の児童生徒については、特別の教育課程の対象にはなり得ないこと**。
- （2）**特別の教育課程とは**、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、**学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程**であること。
- （3）特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒の実態に配慮し、**例えば、不登校児童生徒の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等）、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましいこと**。

18

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程（学びの多様化学校）②

特別の教育課程として考えられるパターン

当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討されるものであり、一概に決まっているものではないが、主に以下のようなパターンが考えられる。

- ✓ 不登校児童生徒にとって望ましい教育を行う上で、必要な特例である。
- ✓ 不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきものであり、原則として、教育内容や総授業時間数等の削減は行うべきではないが、何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある。

小学校における教科の新設 【例】 学習指導要領にない、特色ある教科を新設する。 ※中学校・高等学校においては教科の新設が学習指導要領で認められている。	授業時数の組み替え 【例】 A教科を削減し、削減分をB教科に補填する。	指導内容の異学年への移行 【例】 第1学年及び第2学年のA教科の学習内容の一部を第3学年へ移行する。	総授業時数の削減 【例】 年間の総授業時数を1,015時間から800時間に削減する。	1時間当たりの授業時間の短縮 【例】 1時間当たりの授業時間を、50分から45分にする。 1限目だけ30分間とする。
---	---	--	--	--

削減した学習内容について、学校教育法又は学習指導要領に示す主旨やねらい・目的を達成するために、工夫が必要。

特別の教育課程による効果

○社会性の育成につながる

- ・自然と触れ合ったり、地域の方々やNPO法人の方々との触れ合いを通して、コミュニケーションの高まりが見られる。
- ・学年を超えた授業や行事などの異学年交流を通して、互いに役割分担をしながら、協力体制を構築することができている。

○登校へのハードルが下げられる

- ・授業時数はある程度確保しながらも、魅力ある学校行事等の取組を計画するなど、柔軟な教育課程は児童生徒の登校意欲につながる。
- ・無理なく安定した進級のため入学1年目のハードルが低くなるような教育課程を編成しており、不登校状態だった生徒にとって大きな自信につながっている。

○きめ細やかな支援が行える

- ・少人数集団の中で多くの職員が個別指導を含んだ支援を行うことで、児童生徒の小さな変化や成長をキャッチすることができ、児童生徒の安心感や自己肯定感の醸成につながる。
- ・心理的ケア家庭への福祉的な支援など多方面からの生徒支援や情報の提供ができる。
- ・保護者同士で不安や悩みを共有できるので、保護者の精神的な安定が見られ、保護者同士の絆が生まれる。

19

学びの多様化学校の設置形態の検討

本校型とは

特別の教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動を行う学校を設置する形態

岐阜市立草湊中学校
(岐阜県)
平成28年度末に閉校した小学校の校舎を利用し、令和3年4月に開校。



分校型とは

通常の教育課程に基づき教育活動を行う本校から分離して、特別の教育課程に基づく校舎を設置する形態

大牟田市立宅峰中学校ほしぞら分校
(福岡県)
夜間中学である大牟田市立宅峰中学校ほしぞら分校に併設。



分教室型とは

通常又は特別の教育課程に基づき教育活動を行う本校から分離して、特別の教育課程に基づく学級のみを置く形態

世田谷区立世田谷中学校ねいろ
(東京都)
教室は教育会館(複合施設)の2階。中央図書館とプラネタリウム併設。



コース指定型とは

高等学校等において特別の教育課程に基づき教育活動を行うコースを置く形態

鹿児島城西高等学校
(鹿児島県)
小学校・中学校の基礎・基本から学び直し、高校の学力が身に付くコースを設置。



20

学びの多様化学校の指定の流れ

事前相談



① 対面又はオンラインによる事前相談にも応じていますので、遠慮なくお問い合わせください。

※申請書類の提出は開校予定の1年前としていますので、ご注意ください。

申請



② 原則、開校予定の1年前を目途に申請書類の提出をお願いしています。

申請書類は文部科学省のホームページからダウンロードいただけます。

※申請書類の提出期限については、例年1月ごろに各都道府県教育委員会等を通じてお知らせしています。



審査



③ 文部科学省において、提出いただいた申請書類の審査を行います。

必要に応じて追記や修正をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

指定



④ 審査が完了後、文部科学大臣名の指定書を送付します。

※指定書の送付については、例年3月ごろに各学校の管理機関に送付しています。

【お問い合わせ先】 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係
電話 03-5253-4111(内線3299) メール s-sidou@mext.go.jp

学校紹介③＜学校型＞

岐阜市立草潤中学校(岐阜県)

学校概要

管理機関	岐阜市教育委員会
所在地	岐阜市金宝町4丁目1番地
開校時期	令和3年4月



特別な教育課程の概要

- 各学年の総授業時数を770時間とする。
- 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、技術・家庭、外国語、道徳、特別活動を削減し、「セルフデザイン」及び「ウォームアップ・クールダウン」という特別の教科領域を設置する。
- 生徒の個性を伸ばしつつ自己肯定感育成を目指す制作学習「セルフデザイン」
- よりよい生活の仕方やセルフコントロールスキルの育成を目指す「ウォームアップ・クールダウン」



在籍対象者

学級編成

第1学年 … 1クラス
第2学年 … 1クラス
第3学年 … 1クラス

在籍者数

第1学年… 10人
第2学年… 11人
第3学年… 19人

※令和5年4月1日時点

不登校生徒等への実態に配慮した工夫

- 市内全域から通学してくる生徒の登下校の時間を考慮した、登校時刻及び下校時刻の設定
- 生徒自身で学習内容や学習場所を選択できるなど、個別最適化を図る学び
- 生徒の学習進度に合わせて、タブレットや様々な教材を活用した個別学習等の支援
- 地域人材を活用した学校行事や「産学ブース」等で、他者との関わりやコミュニケーション能力を育成
- 個別のカルテを作成し、生徒一人一人の状況に合わせた支援を全職員で実施
- 生徒が必要と感じたときに教職員と話し合いながらつくる学校行事

教職員配置状況

- 県費教職員 … 19名
(校長、教頭2名、主幹教諭、教諭12名、養護教諭、事務職員、スクールカウンセラー)
- 市費職員 … 8名
(常勤講師、校務員、ほほえみ相談員、ハートフルサポーター、学校司書、スクールサポートスタッフ、スクールカウンセラー、ALT)

世田谷区立世田谷中学校ねいろ（東京都）

学校概要

管理機関	世田谷区教育委員会
所在地	東京都世田谷区 (教育会館内2階に設置)
開校時期	令和4年4月
本校	世田谷区立世田谷中学校

教室は教育会館
(複合施設)の2階。
中央図書館と
プラネタリウム併設。



在籍対象者

学級編成

第1学年 … 1クラス
第2学年 … 1クラス
第3学年 … 1クラス

在籍者数

第1学年… 9人
第2学年… 14人
第3学年… 16人

※令和5年4月1日時点

特別な教育課程の概要

- 総授業時数は、通常の教育課程の総授業時数(1015時間)から約1%削減し、1～3学年全て910時間で設定している。
- 新設の教科「キャリア・デザイン学習(探究の時間・表現の時間・体験の時間)」を設置し、体験活動や異学年交流を通じて、生き方や自己表現・自己理解などを深めていく。
- 「探究の時間」は、得意なことや興味関心の高いことについて主体的に学び、個性の伸長と探究心の充実を図る。「表現の時間」は、音楽・美術・技術家庭科の基礎的知識を身に付けながら、自己表現の力を育成する。「体験の時間」は、様々な体験活動や行事を通じて、多様な価値観を認め合う。
- ウォームアップ・クールダウンの時間では、一日の目標立てや振り返りを行い、SST等を通じたコミュニケーション能力の育成、道徳的価値観を高める活動を行っている。



不登校生徒等への実態に配慮した工夫

- 余裕を持って登校できるよう、遅めの登校時刻を設定している。
- 集団活動に参加しやすいよう、少人数の学級編成を行っている。
- 学び直しや復習などに取り組むことができる「リ・ラーニング」を実施している。
- スクールカウンセラーを週に2日配置し、教育相談体制を整えている。
- 昼食時には班編成を固定せず、生徒同士の交流ができるよう、配慮している。

教職員配置状況

- 校長
- 副校長
(世田谷中学校本校と兼務)
- 正規教員 … 5名
- 時間講師 … 6名

会計年度任用職員

- 養護教諭… 1名
- SC… 1名
- 教育支援嘱託員… 1名
- スクールサポートスタッフ… 1名

有償ボランティア

- 学校生活サポーター… 1名

世田谷区HP：https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/009/003/002/d00192417.html

23

学びの多様化学校の設置促進

令和7年度予算額 1.4 億円
(前年度予算額 1.3 億円)



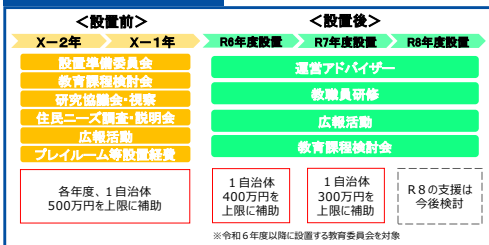
背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校(学びの多様化学校)の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月閣議決定)においても「学びの多様化学校の設置促進・機能強化」を明記。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)及び「第4期教育振興基本計画」(令和5年6月閣議決定)に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置する自治体に対して、設置後の運営支援を行う

支援イメージ



学びの多様化学校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校(小・中・高等学校)



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、プレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、政令指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶ 公立小中学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置(義務教育費国庫負担金)(学びの多様化学校に対する教職員の優先的な加配措置)
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置(私立)私立高等学校等経費助成費補助金(特別補助)
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実(学校保健・食育推進体制支援事業)、養護教諭の更なる資質能力の向上(心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業)
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

24

ご清聴ありがとうございました。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN